

厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法等の年金受給権を担保とする資金貸付における生活保護受給者等に対する借入制限の審査事務の取扱いに関する覚書の一部変更

厚生労働省社会・援護局保護課と独立行政法人福祉医療機構とは、平成23年12月1日付に交換した厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法等の年金受給権を担保とする資金貸付における生活保護受給者等に対する借入制限の審査事務の取扱いに関する覚書（以下「原覚書」という）に関し、その内容の一部変更につき、下記のとおり覚書を交換する。その他の条項については原覚書のとおりとする。

記

1. 原覚書に定める「磁気テープ」を「光ディスク」と読み替えて対応する。
2. 原覚書に定める「別添2 磁気テープ基準書」の「1. 使用（1）記録コード」を「EBCDIC」から「Shift-jis」へ変更する。
3. 本覚書の効力は平成26年4月1日より発効する。

平成26年3月31日

厚生労働省社会・援護局保護課長 大西 証史



独立行政法人福祉医療機構

年金貸付部長 西村 淳

